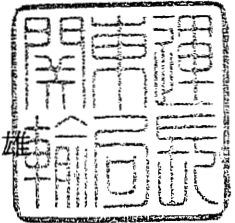




関自旅2第 67号の3
平成14年4月24日

社団法人 全国個人タクシー協会関東支部
支部長 本間 嗣治 殿

関東運輸局長
上子道 雄



一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

標記について、別紙のとおり公示したので了知のうえ、傘下事業者に対し周知徹底されたい。

別紙・・・公示文

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金
に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成14年4月24日

関東運輸局長 上子道雄

附 則

本公示は、平成14年4月24日以降実施する。

附 則（平成26年2月28日 一部改正）

本公示は、平成26年4月1日以降適用する。

附 則（平成28年12月20日 一部改正）

本公示は、平成28年12月20日以降適用する。

附 則（平成31年4月11日 一部改正）

本公示は、平成31年4月11日以降適用する。

(別添)

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 0 5 2 k m	加算距離 1 回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	2 k m	加算距離 1 回分を控除した距離
	南多摩交通圏	2 k m	加算距離 1 回分を控除した距離
	西多摩交通圏	2 k m	加算距離 1 回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 k m	—
京浜地区	京浜交通圏	2 k m	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	2 k m	—
	湘南交通圏	2 k m	—
小田原地区	小田原交通圏	1. 8 k m	—
埼玉県 A 地区	県南中央交通圏	2 k m	—
	県南東部交通圏	2 k m	—
	県南西部交通圏	2 k m	—
埼玉県 B 地区	県北交通圏	2 k m	—
	秩父交通圏	2 k m	—
群馬県 A 地区	東毛交通圏	2 k m	加算距離 2 回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	2 k m	加算距離 2 回分を控除した距離
群馬県 B 地区	沼田・利根交通圏	1. 8 k m	加算距離 2 回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	1. 8 k m	加算距離 2 回分を控除した距離
千葉県 A 地区	京葉交通圏	2 k m	—
	東葛交通圏	2 k m	—
	千葉交通圏	2 k m	加算距離 4 回分を控除した距離
	北総交通圏	2 k m	—
千葉県 B 地区	東総交通圏	2 k m	—

	山武・東金交通圏	2 k m	—
	市原交通圏	2 k m	加算距離 4 回分を 控除した距離
	外房交通圏	2 k m	—
	南房交通圏	2 k m	—
茨城県地区	茨城県全域	2 k m	—
栃木県地区	栃木県全域	2 k m	—
山梨県 A 地区	甲府交通圏	1. 8 k m	—
	東八・東山交通圏	1. 8 k m	—
	峡西交通圏	1. 8 k m	—
	峡北交通圏	1. 8 k m	—
山梨県 B 地区	峡南交通圏	1. 8 k m	—
	東部・富士北麓交通圏	1. 8 k m	—

(別紙)

改 正				現 行			
公 示				公 示			
<p>一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について</p> <p>平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。</p> <p>平成14年4月24日</p> <p>関東運輸局長 上子道雄</p> <p>附則</p> <p>本公示は、平成14年4月24日以降実施する。</p> <p>附則（平成26年2月28日 一部改正）</p> <p>本公示は、平成26年2月28日以降適用する。</p> <p>附則（平成28年12月20日 一部改正）</p> <p>本公示は、平成28年12月20日以降適用する。</p> <p>附則（平成31年4月11日 一部改正）</p> <p>本公示は、平成31年4月11日以降適用する。</p>				<p>一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について</p> <p>平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。</p> <p>平成14年4月24日</p> <p>関東運輸局長 上子道雄</p> <p>附則</p> <p>本公示は、平成14年4月24日以降実施する。</p> <p>附則（平成26年2月28日 一部改正）</p> <p>本公示は、平成26年2月28日以降適用する。</p> <p>附則（平成28年12月20日 一部改正）</p> <p>本公示は、平成28年12月20日以降適用する。</p>			
(別添)				(別添)			
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離	運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1.052 km	加算距離1回分を控除した距離	特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1.052 km	加算距離1回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離	多摩地区	北多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離
	南多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離		南多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離
	西多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離		西多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 km	—	島しょ地区	島しょ区域	2 km	—
京浜地区	京浜交通圏	2 km	—	京浜地区	京浜交通圏	2 km	—

相模・鎌倉地区	県央交通圏	2 km	—
	湘南交通圏	2 km	—
小田原地区	小田原交通圏	1.8 km	—
埼玉県A地区	県南中央交通圏	2 km	—
	県南東部交通圏	2 km	—
	県南西部交通圏	2 km	—
埼玉県B地区	県北交通圏	2 km	—
	秩父交通圏	2 km	—
群馬県A地区	東毛交通圏	2 km	加算距離2回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	2 km	加算距離2回分を控除した距離
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	1.8 km	加算距離2回分を控除した距離
千葉県A地区	京葉交通圏	2 km	—
	東葛交通圏	2 km	—
	千葉交通圏	2 km	加算距離4回分を控除した距離
千葉県B地区	北総交通圏	2 km	—
	東総交通圏	2 km	—
	山武・東金交通圏	2 km	—
	市原交通圏	2 km	加算距離4回分を控除した距離
	外房交通圏	2 km	—
茨城県地区	茨城県全域	2 km	—
栃木県地区	栃木県全域	2 km	—
山梨県A地区	甲府交通圏	1.8 km	—
	東八・東山交通圏	1.8 km	—
	峡西交通圏	1.8 km	—
	峡北交通圏	1.8 km	—
山梨県B地区	峡南交通圏	1.8 km	—
	東部・富士北麓交通圏	1.8 km	—

(別添)

相模・鎌倉地区	県央交通圏	2 km	—
	湘南交通圏	2 km	—
小田原地区	小田原交通圏	1.8 km	—
埼玉県A地区	県南中央交通圏	2 km	—
	県南東部交通圏	2 km	—
	県南西部交通圏	2 km	—
埼玉県B地区	県北交通圏	2 km	—
	秩父交通圏	2 km	—
群馬県A地区	東毛交通圏	2 km	—
	中・西毛交通圏	2 km	—
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.8 km	—
	渋川・吾妻交通圏	1.8 km	—
千葉県A地区	京葉交通圏	2 km	—
	東葛交通圏	2 km	—
	千葉交通圏	2 km	加算距離4回分を控除した距離
千葉県B地区	北総交通圏	2 km	—
	東総交通圏	2 km	—
	山武・東金交通圏	2 km	—
	市原交通圏	2 km	加算距離4回分を控除した距離
	外房交通圏	2 km	—
茨城県地区	茨城県全域	2 km	—
栃木県地区	栃木県全域	2 km	—
山梨県A地区	甲府交通圏	1.8 km	—
	東八・東山交通圏	1.8 km	—
	峡西交通圏	1.8 km	—
	峡北交通圏	1.8 km	—
山梨県B地区	峡南交通圏	1.8 km	—
	東部・富士北麓交通圏	1.8 km	—

(別紙)

改 正				現 行			
公 示				公 示			
<p>一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について</p> <p>平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。</p> <p>平成14年4月24日</p> <p>関東運輸局長 上子道雄</p> <p>附則</p> <p>本公示は、平成14年4月24日以降実施する。</p> <p>附則（平成26年2月28日 一部改正）</p> <p>本公示は、平成26年2月28日以降適用する。</p> <p><u>附則（平成28年12月20日 一部改正）</u> <u>本公示は、平成28年12月20日以降適用する。</u></p>				<p>一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について</p> <p>平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。</p> <p>平成14年4月24日</p> <p>関東運輸局長 上子道雄</p> <p>附則</p> <p>本公示は、平成14年4月24日以降実施する。</p> <p>附則（平成26年2月28日 一部改正）</p> <p>本公示は、平成26年2月28日以降適用する。</p>			
(別添)				(別添)			
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離	運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	<u>1.052</u> km	加算距離1回分を控除した距離	特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	<u>2</u> km	加算距離1回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離	多摩地区	北多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離
	南多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離		南多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離
	西多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離		西多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 km	—	島しょ地区	島しょ区域	2 km	—
京浜地区	京浜交通圏	2 km	—	京浜地区	京浜交通圏	2 km	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	2 km	—	相模・鎌倉地区	県央交通圏	2 km	—
	湘南交通圏	2 km	—		湘南交通圏	2 km	—

小田原地区	小田原交通圏	1.8 km	—
埼玉県A地区	県南中央交通圏	2 km	—
	県南東部交通圏	2 km	—
	県南西部交通圏	2 km	—
埼玉県B地区	県北交通圏	2 km	—
	秩父交通圏	2 km	—
群馬県A地区	東毛交通圏	2 km	—
	中・西毛交通圏	2 km	—
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.8 km	—
	渋川・吾妻交通圏	1.8 km	—
千葉県A地区	京葉交通圏	2 km	—
	東葛交通圏	2 km	—
	千葉交通圏	2 km	加算距離4回分を控除した距離
	北総交通圏	2 km	—
千葉県B地区	東総交通圏	2 km	—
	山武・東金交通圏	2 km	—
	市原交通圏	2 km	加算距離4回分を控除した距離
	外房交通圏	2 km	—
	南房交通圏	2 km	—
茨城県地区	茨城県全域	2 km	—
栃木県地区	栃木県全域	2 km	—
山梨県A地区	甲府交通圏	1.8 km	—
	東八・東山交通圏	1.8 km	—
	峡西交通圏	1.8 km	—
	峡北交通圏	1.8 km	—
山梨県B地区	峡南交通圏	1.8 km	—
	東部・富士北麓交通圏	1.8 km	—

小田原地区	小田原交通圏	1.8 km	—
埼玉県A地区	県南中央交通圏	2 km	—
	県南東部交通圏	2 km	—
	県南西部交通圏	2 km	—
埼玉県B地区	県北交通圏	2 km	—
	秩父交通圏	2 km	—
群馬県A地区	東毛交通圏	2 km	—
	中・西毛交通圏	2 km	—
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.8 km	—
	渋川・吾妻交通圏	1.8 km	—
千葉県A地区	京葉交通圏	2 km	—
	東葛交通圏	2 km	—
	千葉交通圏	2 km	加算距離4回分を控除した距離
	北総交通圏	2 km	—
千葉県B地区	東総交通圏	2 km	—
	山武・東金交通圏	2 km	—
	市原交通圏	2 km	加算距離4回分を控除した距離
	外房交通圏	2 km	—
	南房交通圏	2 km	—
茨城県地区	茨城県全域	2 km	—
栃木県地区	栃木県全域	2 km	—
山梨県A地区	甲府交通圏	1.8 km	—
	東八・東山交通圏	1.8 km	—
	峡西交通圏	1.8 km	—
	峡北交通圏	1.8 km	—
山梨県B地区	峡南交通圏	1.8 km	—
	東部・富士北麓交通圏	1.8 km	—

(別紙)

改正 公示				現行 公示			
<p>一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について</p> <p>平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。</p> <p>平成14年4月24日</p> <p>関東運輸局長 上子道雄</p> <p>附則</p> <p>本公示は、平成14年4月24日以降実施する。</p> <p>附則（平成26年2月28日 一部改正）</p> <p>本公示は、平成26年2月28日以降適用する。</p>				<p>一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について</p> <p>平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。</p> <p>平成14年4月24日</p> <p>関東運輸局長 上子道雄</p> <p>附則</p> <p>本公示は、平成14年4月24日以降実施する。</p>			
(別添)				(別添)			
運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離	運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離	特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	2 km	1 km
多摩地区	北多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離	多摩地区	北多摩交通圏	2 km	1 km
	南多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離		南多摩交通圏	2 km	1 km
	西多摩交通圏	2 km	加算距離1回分を控除した距離		西多摩交通圏	2 km	1 km
島しょ地区	島しょ区域	2 km	—	島しょ地区	島しょ区域	2 km	1 km
京浜地区	京浜交通圏	2 km	—	京浜地区	京浜交通圏	2 km	1 km
相模・鎌倉地区	県央交通圏	2 km	—	相模・鎌倉地区	県央交通圏	2 km	1 km
	湘南交通圏	2 km	—		湘南交通圏	2 km	1 km
						津久井交通圏	2 km
小田原地区	小田原交通圏	1.8 km	—	小田原地区	小田原・箱根交通圏	1.8 km	1 km
埼玉県A地区	県南中央交通圏	2 km	—		足柄交通圏	1.8 km	1 km
					埼玉県A地区	県南中央交通圏	2 km

	県南東部交通圏	2 km	—
	県南西部交通圏	2 km	—
埼玉県B地区	県北交通圏	2 km	—
	秩父交通圏	2 km	—
群馬県A地区	東毛交通圏	2 km	—
	中・西毛交通圏	2 km	—
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.8 km	—
	渋川・吾妻交通圏	1.8 km	—
千葉県A地区	京葉交通圏	2 km	—
	東葛交通圏	2 km	—
	千葉交通圏	2 km	加算距離4回分を控除した距離
	北総交通圏	2 km	—
千葉県B地区	東総交通圏	2 km	—
	山武・東金交通圏	2 km	—
	市原交通圏	2 km	加算距離4回分を控除した距離
	外房交通圏	2 km	—
	南房交通圏	2 km	—
茨城県地区	茨城県全域	2 km	—
栃木県地区	栃木県全域	2 km	—
山梨県A地区	甲府交通圏	1.8 km	—
	東八・東山交通圏	1.8 km	—
	峡西交通圏	1.8 km	—
	峡北交通圏	1.8 km	—
山梨県B地区	峡南交通圏	1.8 km	—
	東部・富士北麓交通圏	1.8 km	—

	県南東部交通圏	2 km	1 km
	県南西部交通圏	2 km	1 km
埼玉県B地区	県北交通圏	2 km	1 km
	秩父交通圏	2 km	1 km
群馬県A地区	東毛交通圏	2 km	1 km
	中・西毛交通圏	2 km	1 km
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1.8 km	1 km
	渋川・吾妻交通圏	1.8 km	1 km
千葉県A地区	京葉交通圏	2 km	1 km
	東葛交通圏	2 km	1 km
	千葉交通圏	2 km	1 km
	北総交通圏	2 km	1 km
千葉県B地区	東総交通圏	2 km	1 km
	山武・東金交通圏	2 km	1 km
	市原交通圏	2 km	1 km
	東海交通圏	2 km	1 km
	南房交通圏	2 km	1 km
茨城県地区	茨城県全域	2 km	1 km
栃木県地区	栃木県全域	2 km	1 km
山梨県A地区	甲府交通圏	1.8 km	1 km
	東八・東山交通圏	1.8 km	1 km
	峡西交通圏	1.8 km	1 km
	峡北交通圏	1.8 km	1 km
山梨県B地区	峡南交通圏	1.8 km	1 km
	東部・富士北麓交通圏	1.8 km	1 km